

転出届・転入届 をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引っ越しの多い季節になりました。

鏡野町から転出される方は、**転出日の前後14日以内**に、転入される方は**転入した日から14日以内**に、それぞれの手続きを行ってください。

こんなときは	届 出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越したとき	転入届（住民基本台帳カードによる特例があります。）	引っ越してから14日以内	転出証明書（前住所地の市区町村長発行のもの）、届出人の印鑑、国民年金手帳、住民基本台帳カード（発行を受けている方）
鏡野町内で引っ越したとき	転居届	引っ越してから14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証、住民基本台帳カード（発行を受けている方）
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届（住民基本台帳カードによる特例があります。）	引っ越しをする14日前から届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳（印鑑登録をしている方）、住民基本台帳カード（発行を受けている方）
世帯主の変更、世帯分離、世帯合併をしたとき	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

- 転出届をされますと、転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。この証明書を持って、新しい住所地の市区町村役場で転入の手続きを行ってください。
- 上記の届出は、本人または本人と同じ世帯の方が行うことができますが、別の世帯の方が届け出る時は、委任状が必要となります。
- 窓口で届出の際に来られた方の本人確認をさせていただきますので、免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きの証明書等をご持参ください。
- 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険、乳幼児医療、児童手当等に該当する方はそれぞれの手続きが必要となります。詳しくは本庁住民税務課及び各振興センター、または新しい住所地の市区町村へお尋ね下さい。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方がいる世帯では転出時の窓口での手続きを簡素化することができます。

お問い合わせ先

住民税務課 住民窓口係 電話(0868)54-2985 / 奥津振興センター 電話(0868)52-2211
上齋原振興センター 電話(0868)44-2111 / 富振興センター 電話(0867)57-2111

国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割引額のより大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

2年前納（口座振替）のメリット

メリット①

2年間で1万4千円程度の割引となります。

メリット②

2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

メリット③

口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。お申込期限は毎年2月末までです。

お問い合わせ先

住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985 / 津山年金事務所 電話(0868)31-2363